

3 傾斜路

【基本的な考え方】

- ・廊下や通路には段差を設けないことが基本ですが、やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路を設置します。設置にあたっては、勾配への配慮、幅の確保、手すりや踊場の設置等、無理なく安全に上り下りできるものにするとともに、誰もが利用しやすい動線上に配置するようにします。

整備基準

解説

※ ここでは、全ての傾斜路が満たすべき共通基準を定めています。一定の経路を構成する傾斜路については、p.46（「7 全ての人が利用しやすい経路」）も参照してください。

下記以外の建築物

多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。

- ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別することができるものとする。

・ p.140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

＜バリアフリー法施行令＞

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

・ 公立小学校等及び条例第61条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する傾斜路」と読み替えて適用されます。（バリアフリー法施行令第23条、第24条）

・ p.140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

・ 「国土交通大臣が定める場合」とは、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当する場合又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を言います。（平成18年国土交通省告示第1497号）

- ①勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ②高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ③主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

条例第6章の適用対象建築物

整備が望ましい項目

解説

- ・ 手すりについて、階段の手すりと同様の措置を講じること。

・ p.14（「2 階段」の「整備が望ましい項目」）参照

整備例

- : 整備基準 (〇は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準)
- : 整備が望ましい項目

■傾斜路の整備例

